

香川県条例第43号

香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

香川県公益認定等審議会条例（平成20年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人<u>若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）</u>に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。